

米最高裁、IEEPA 関税を違法と判断

判決がもたらす憲法上および政策上の帰結

丸紅米国会社ワシントン事務所

シニア・マネージャー（国際関係、政府関係担当）上原 聡

uehara-so@marubeni.com

- 連邦最高裁は 6 対 3 で、国際緊急経済権限法（IEEPA）は関税賦課を認めていないと判断した。
- 判決から数時間後に、トランプ大統領は 1974 年通商法 122 条（以下 122 条）に基づく 10% の一律関税を発表した。122 条は税率上限 15%・最長 150 日という措置であるが、政権はこれを短期的な橋渡しとし、1974 年通商法 301 条（不公正貿易慣行を根拠とした関税、以下 301 条）および 1962 年通商拡大法 232 条（国家安全保障上の懸念を理由とした関税、以下 232 条）に基づくより持続的な関税枠組みへ移行する構えである。
- 最高裁は、既に徴収された IEEPA 関税の還付可否や範囲について判断しなかった。徴収済み関税の規模は 1,300 億ドル超と見込まれ、仮に還付が命じられた場合も、解決まで相当期間を要する可能性が高いとされている。
- トランプ政権はこれまで IEEPA を援用し、迅速かつ国別に関税を課す恣意的な通商政策を繰り広げてきた。今後はより手続き的・法定的な枠組みに依拠することとなり、緊急裁量型から、制度化された通商法ベースの関税政策へと重心が移る。

2026 年 2 月 20 日、米連邦最高裁は 6 対 3 で、IEEPA は大統領に関税を課す権限を付与していないとの判断を示した。これにより、トランプ政権の IEEPA を根拠とした関税措置は法的根拠を失うこととなった。

判決から数時間後にトランプ氏は二つの大統領令を発出した。第一に、IEEPA に基づく関税の徴収を 2 月 24 日付で停止する措置¹、第二に、少額輸入（de minimis）に対する無税扱いの停止を継続する措置²である。さらに、大統領は 122 条に基づき、一律 10% の新たなグローバル関税を課す大統領布告³に署名し、将来的に税率を 15% まで引き上げる可能性を示唆した。

なお、既存の 232 条（国家安全保障）および 301 条（不公正貿易慣行）に基づく関税措置は引き続き有効である。また、トランプ氏は、USTR に対し、301 条その他の通商権限に基づく新たな調査の開始を指示している。

今回の判決が意味するのは、関税を「緊急権限」で機動的に発動する余地が大きく狭まった点にある。IEEPA の下では、国家非常事態宣言を起点として短期間で関税を導入してきた。これに対し、代替となる権限は性質が異なる。例えば、122 条は即時発動が可能である一方、最長 150 日・税率上

¹ 2026 年 2 月 20 日付、大統領令“Ending Certain Tariff Actions”。([リンク](#))

² 2026 年 2 月 20 日付、大統領令“Continuing the Suspension of Duty-Free De Minimis Treatment For All Countries”。([リンク](#))

³ 2026 年 2 月 20 日付、大統領布告“Imposing a Temporary Import Surcharge to Address Fundamental International Payments Problems”。([リンク](#))

限 15%という時間的・制度的な制約があり、かつ特定の法定要件（国際収支に関する条件⁴）に紐づく。232 条および 301 条は、関税導入に先立ち、所管官庁による調査・手続きと法定の認定（所要の事実認定と判断）を要するが、いったん措置が成立すれば原則として期限の定めはなく、過去には法廷でも概ね支持されてきた枠組みである。

政策上の焦点は、本判決が既に成立した通商合意の持続性や、進行中の交渉における米国の交渉力を弱めるか否かにある。ワシントンの通商関係者の間では、既に政権と合意に到達した国々は、301 条・232 条など別の枠組みで関税が再構築され得るリスクを踏まえ、合意を概ね履行する可能性が高い、との見方が多い。

もっとも、既に交渉面の揺らぎもみられる。2 月 23 日、欧州議会は米国との通商合意の批准手続きを停止し、最高裁判決が影響したと声明で指摘している。また、2 月 22 日に暫定合意の詰めのため訪米が予定されていたインド代表団は訪米を延期した。現時点で決定的な評価は尚早だが、最高裁判決を受けて「米国の交渉レバレッジの見え方」がすでに変化しつつあることを示唆している。

他方で、既に徴収された IEEPA 関税の還付問題は未解決である。徴収済みの関税は 1,300 億ドル超と見込まれ、仮に還付が命じられた場合も、相当な時間と手続きを要する可能性が高い。

本判決は、米通商政策の運用手法を変えると同時に、交渉力の性質、議会の関与、企業の事業計画に広範な影響を及ぼし得る転換点となる。

1. 連邦最高裁の判決について

(1) 背景

本件の争点は、IEEPA が大統領に関税賦課権限を付与しているか否かであった。IEEPA は、大統領が国家非常事態を宣言した場合に、外国との間の経済取引全般を一定範囲で「規制」する権限を付与する連邦法である。

トランプ政権は、2025 年 2 月 1 日に署名された大統領令を皮切りに、IEEPA を法的根拠として、カナダ、メキシコ、中国からの輸入品に対する関税を導入した。政権はこれらの措置について、不法移民の流入やフェンタニルを含む違法薬物流通への対応を目的とするものと説明していた。

その後、トランプ氏は、いわゆる「相互関税 (reciprocal tariffs)」を名目に、IEEPA および国家非常事態宣言を根拠として、関税措置をより広範な貿易相手国に適用した。これらの非常事態宣言では、米国の大規模かつ恒常的な貿易赤字が国家的な懸念事項として位置付けられていた。

これに対し、複数の輸入業者が提訴し、IEEPA は関税賦課を明示的に認めておらず、同法を根拠とする関税は違法であると主張した。各地で提起された訴訟は統合審理され、最終的に連邦最高裁が審理するに至った。

⁴ 1974 年通商法第 122 条 (19 U.S.C. § 2132) は、「根本的な国際収支上の問題」が生じた場合に、大統領が一時的な「輸入制限措置」を発動する権限を規定している。具体的には、最大 15%の従価税による課徴金 (surcharge) を含む措置を、最長 150 日間に限り導入することが可能とされる。同条は、その目的として「大規模かつ深刻な米国の国際収支赤字」への対処、「ドルの差し迫った重大な下落」の防止、または国際的な国際収支不均衡を是正するための他国との協調などを明示している。

(2) 最高裁の判断

最高裁が審理した中心的な論点は、IEEPAが大統領に関税賦課権限を付与していると解釈できるか否かであった。6対3の判決⁵において、最高裁はIEEPAはそのような権限を認めていないと判断した。同法は、国家非常事態下において国際経済活動の諸側面を規制する広範な権限を大統領に付与しており、「輸入 (importation) を規制する」との文言も含まれている。

しかし最高裁は、関税の賦課は憲法上、原則として議会に帰属する権限であり、その行使には明確な議会の授権が必要であると強調した。そのうえで、IEEPAの文言から関税賦課権限を明示的に読み取ることはできないと結論付けた。

判決の中核にあるのは、「規制的措置 (regulatory controls)」と「歳入措置または関税設定措置 (revenue-raising or duty-setting measures)」との区別である。前者には、資産凍結、許認可制度、禁輸措置などが含まれるが、関税は本質的に後者に属する措置であり、一般的な規制権限の文言から当然に導き出されるものではないと整理した。

さらに最高裁は、議会が関税権限については個別かつ明示的な立法を整備してきた点に言及した。具体的には、122条および301条、ならびに232条といった条文が、関税措置を明確に規定している。IEEPAを追加的かつ包括的な関税権限の根拠として解釈することは、こうした立法枠組みの区分を曖昧にすることになると指摘した。

以上を踏まえ、トランプ政権下でIEEPAを根拠として導入された関税措置は無効であると判断された。

(3) 反対意見

これに対し、3名の判事⁶は反対意見を示した。反対意見は、関税は歴史的に「輸入を規制する」伝統的手段として理解されてきたと主張した。対外経済政策や外交の遂行において、行政府が関税を活用してきた実績を踏まえれば、「regulate」という文言の中に関税が含まれると解することも十分に可能であると論じた。特にカバノー判事は、関税は長年用いられてきた馴染みのある規制手段であると位置付け、多数意見が関税と他の経済規制措置を過度に峻別しているのではないかとの疑問を呈した。

また反対意見は、本件で問題となった関税措置の多くが、理論上は122条、232条、301条といった他の法的枠組みの下でも正当化され得た点に言及した。こうした法律上の重複は、議会がIEEPAの適用範囲から関税を明確に排除する意図を有していなかったことを示唆するものだとして主張した。

さらに反対意見は、多数意見の解釈が、対外経済政策における行政府の憲法上の裁量を過度に制約するおそれがあると警告した。通商措置はしばしば外交および国家安全保障と密接に結び付いており、一定の柔軟性が不可欠であると強調している。

(4) 判決の効果

この判決は、IEEPAを根拠として導入された関税措置に限定して適用されるものであり、232条や301条など、他の法的根拠に基づく関税措置には影響を及ぼさない。すなわち、既存の232条関税および301条関税は引き続き有効である。

⁵ 本件多数意見はロバーツ首席判事 (Chief Justice Roberts) が執筆し、ゴーサッチ、バレット、ケーガン、ジャクソンおよびソトマイヨール各判事がこれに加わった。

⁶ カバノー、トーマスおよびアリト各判事は反対意見を示した。

また、本判決は、緊急経済権限が自動的に関税賦課権限を含むものではないことを明確に示した点に意義がある。関税措置を講じるには、議会による明示的な授權が必要であるとの原則が改めて確認された。

2. トランプ政権の関税政策の今後

最高裁判決により、IEEPA は関税措置の法的根拠として利用できなくなった。他方で、政権が関税を発動し得る法的枠組みは依然として複数存在する。今後の米関税政策の方向性は、これらの代替的な法的権限をどのように組み合わせ、どの程度活用するかにより左右されることになる。

(1) 122 条：即時性を持つが制約も大きい

最高裁判決から数時間以内に、トランプ氏は 122 条に基づく一律関税を発表した。同条が実際に用いられたのは史上初である。

122 条は、米国が「大規模かつ深刻な国際収支赤字」に直面している場合に、一部例外⁷を除き、包括的な一律関税を暫定的に課すことを認めている。新たな関税は 2 月 24 日午前 0 時 01 分に発効した。その後、同氏は税率を法定上限である 15%まで引き上げる意向を示しているが、本稿執筆時点では 10%にとどまっている。

122 条の特徴は即時発動が可能な点にある。他方で、その適用期間は原則 150 日間（7 月 24 日まで）に限定され、延長には議会の承認が必要となる。したがって、122 条は持続的な関税政策の恒久的基盤というよりも、短期的な「つなぎ」の法的権限として機能する性質が強い。

122 条は原則として関税の非差別的適用を求めているが、例外として「大規模または持続的な経常黒字国に対する措置が目的達成に資すると大統領が判断」した場合には、他国を適用対象から「除外」することができる。ただし、条文上は国別に異なる関税率を設定する権限が明示されているわけではなく、国別差別税率の可否をめぐる解釈の余地が残る。もっとも、グリア米通商代表は国ごとに異なる税率を適用する可能性に言及⁸しており、実際の運用が条文の厳格な解釈と必ずしも一致しない展開となる可能性も否定できない。加えて、122 条の発動は国際収支に関する法定要件に結び付いており、その要件充足の有無をめぐる解釈次第では、訴訟の対象となる可能性もある⁹。

とはいえ、122 条関税は最長 150 日に限定されている。仮にその発動方法や適用のあり方が法廷で争われた場合でも、判決が当該期間内に確定する可能性は必ずしも高くない。このため、訴訟リスクが存在するとしても、政権としては当面の措置を実行したうえで、その後、301 条などのより恒久的な枠組みに移行する選択肢を持つ。もっとも、裁判所が差止めを命じる可能性は理論上は排除はできず、最終的な法的帰結についてはなお不確実性が残る。いずれにせよ、より長期的な関税戦略は、232 条および 301 条に基づく手続きの進展により左右されることになる。

⁷ 122 条関税は広範に適用されるが、本件では全面的な一律適用ではない。大統領布告は、(i) 付属書に列挙された特定品目、ならびに (ii) 米国関税率表 (HTSUS) 第 98 類に基づき無税扱いとなる品目を含む一定の無税対象取引を除外している。これらの品目は、従前の IEEPA 関税の下でも除外対象とされていた。

⁸ 2026 年 2 月 25 日付、ロイター記事。[\(リンク\)](#)

⁹ 122 条は、「大規模かつ深刻な国際収支赤字」が存在する場合に暫定的一律関税を認めている。他方、米国の経常収支赤字は現状、特段の資金調達上の困難なく賄われているとの見方がある。このため、現在のマクロ経済状況が同条の想定する法定要件に該当するかについては争点となり得る。影響を受ける当事者が 122 条の適用を司法で争う可能性があり、裁判所が同条の本来の経済的趣旨を逸脱した発動であると判断する余地も否定できない。

(2) 通商法 301 条：不公正貿易慣行への対応

301 条は、今後、政権が新たな関税措置を講じる際の中核的な法的根拠となる可能性が高い。同条は、外国政府による不公正な貿易慣行に応じた措置を大統領に付与する。

301 条に基づく関税措置には、米通商代表部（USTR）による正式な調査が必要となる。手続きには、告示、意見公募、そして対象国の措置が「不合理」または「差別的」であり、米国の通商に負担を与えているとの認定が含まれる。

もっとも、調査手続きが定められているからといって、必ずしも長期化するとは限らない。政権は毎年、主要貿易相手国の貿易慣行を評価する「外国貿易障害報告書（NTE レポート）」を公表しており、長年指摘されてきた問題点については既に相当程度の分析基盤が存在している。そのため、新たな 301 条調査は比較的迅速に進む可能性があると言われている¹⁰。

他方で、措置の範囲や政策目的によっては、調査の複雑性と期間は大きく異なる。特定分野に限定した狭義の調査であれば効率的に進む一方、構造的な不公正慣行全体を対象とするような包括的事案では、より詳細な事実認定と長期の検討が必要となる。

尚、301 条関税は発動後に固定的な失効期限が設けられているわけではないが、法令上、4 年ごとに「必要性の見直し（review of necessity）」が義務付けられている。発動から 4 年を迎える前に、USTR は当該措置の恩恵を受ける国内産業に対し失効が迫っている旨を通知する。関税は、受益産業の代表者が継続を求める書面要請を期限内に提出しない限り、自動的に失効する仕組みである。

継続要請が提出された場合、関税措置は暫定的に延長されたうえで、USTR は正式な「必要性の見直し」を開始。この過程では、意見公募、関係省庁との協議、産業界や利害関係者からのヒアリングなどを通じて、米国経済、国内製造業、サプライチェーンへの影響が検証される。見直しの結果、USTR は関税の維持、修正（税率の調整や対象品目の変更）、あるいは除外手続きの再開などを決定することができる。

実務的に見れば、301 条は持続的な関税措置を支える法的に確立された枠組みである。ただし、その運用は手続き上の枠組みに拘束されており、IEEPA のように包括的かつ即時的な一律関税を発動する性質のものではない。

(3) その他利用可能な法的権限

301 条に加え、政権は新たな関税措置を支える他の法的手段も保持している。

232 条（1962 年通商拡大法）：232 条は、特定の輸入品が米国の国家安全保障を脅かすか否かについて商務省が調査を実施し、その結果に基づき関税措置を講じることを認めている。近年では、鉄鋼、アルミニウム、自動車分野などで同条が活用された実績がある。232 条関税には原則として期間制限は設けられていない。もっとも、発動には正式な調査手続きと国家安全保障上の判断が必要であり、措置は通常、特定の産業・品目に限定されるため、IEEPA のような包括的一律関税とは異なる。

201 条（1974 年通商法）：201 条は、輸入の急増によって国内産業が「深刻な損害（serious injury）」を受けている場合に、暫定的な関税または数量制限（クォータ）を発動することを認めている。発動には、米国国際貿易委員会（USITC）による調査と、国内産業に対する実質的損害の認定が必要となる。201 条措置は本質的に一時的な救済措置であり、国内産業が輸入競争に適応するための時間を確

¹⁰ アンジェラ・エラード（CSIS 経済安全保障・テクノロジー部門上級顧問〔非常勤〕）の発言。同氏は世界貿易機関（WTO）副事務局長を務めた経歴を有し、これに先立ち米議会において主席通商顧問を務めた。[リンク](#)

保することを目的としている。したがって、恒常的な通商政策の柱というよりも、特定産業の調整期間を確保するためのセーフガード的手段と位置付けられる。

338 条 (1930 年関税法) : 338 条は、米国通商に対して「差別的 (discriminate)」な措置を講じる国に対し、最大 50%までの報復関税を課すことを認めている。もっとも、同条はこれまで実際に発動された例がなく、運用実績を欠いている。条文は比較的簡潔であり、「差別」に該当する行為の定義をはじめ、重要な概念が明確に規定されていない。同条は、USITC に対し、差別的措置の有無を監視・報告する役割を付与しているが、大統領が措置を発動するにあたり、同委員会による正式な認定が法的に必須かどうかは明確ではない。議会調査局 (CRS) の分析¹¹も、338 条には他の通商法のような体系的かつ明示的な調査手続きが規定されていない点を指摘している。運用前例が存在しない以上、その手続き的範囲および権限の範囲は不透明である。仮に 338 条に依拠した関税措置が講じられた場合、訴訟のみならず、外交的にも大きな波紋を呼ぶ可能性が高い。

3. 支払い済み関税の還付

(1) 還付の扱いは下級審が判断

最高裁は IEEPA に基づく関税措置を違法と判断したが、既に徴収された関税の還付方法については判断を示さなかった。また、還付が全国的に適用されるべきか、それとも訴訟当事者に限定されるのかについても結論を示していない。

最高裁は本件を国際貿易裁判所 (Court of International Trade : CIT) に差し戻しており、今後、同裁判所が以下の論点¹²を判断することになる。

- 還付が必要か否か、必要な場合の法的枠組みは何か
- 救済が原告に限定されるのか、すべての影響を受けた輸入者に及ぶのか
- 全国的または包括的な救済が認められるか
- 還付に先立ち行政手続きの尽力 (administrative exhaustion) が必要か
- 既に確定した通関処理 (liquidation) に対する法的効果はどう整理されるか
- 還付または再清算 (reliquidation) の具体的手続きおよび時期

(2) 救済範囲は依然として不明

なかでも重要な未解決の論点は、救済が影響を受けたすべての輸入者に広く適用されるのか、それとも CIT に予防的訴訟を提起した当事者に限定されるのかという点である。連邦巡回控訴裁判所 (Federal Circuit) は本件に関連して、全国的差止命令 (nationwide injunction) に対し慎重な姿勢を示してきた経緯がある。CIT は今後、許容される救済範囲について改めて判断を行うことになる。

こうした不確実性を踏まえ、2,000 社を超える輸入者が、合衆国法典 28 編 1581 条(i)¹³に基づき CIT へ直接提訴するという予防的措置を講じた¹⁴。米政府は、IEEPA 関税が最終的に無効と確定した場合、当該訴訟を提起した原告に対する再清算 (reliquidation) には反対しない意向を示している。もっとも、同様の救済が訴訟当事者以外にも拡大されるか否かは、依然として不透明である。

¹¹ 2025 年 4 月 23 日付、米議会調査局レポート。([リンク](#))

¹² 2026 年 2 月 23 日付、National Law Review 記事。([リンク](#))

¹³ 28 U.S.C. § 1581(i)のこと。元々は Customs Courts Act of 1980 で導入された。

¹⁴ 2026 年 2 月 24 日付、Skadden, Arps, Slate, Meagher & Flom LLP 記事。([リンク](#))

(3) 還付手続きは長期化するのか

専門家が挙げるシナリオでは、政府が正式な還付請求手続きを設ける可能性が高い。これは、1990年代半ばに港湾維持税（Harbor Maintenance Tax : HMT）の一部徴収が司法判断により無効とされた際に採られた方式に類似する。

当時、税関当局は個別請求を前提とする体系的な還付手続きを整備した。還付総額は約 7.5 億ドルであったが、全体の処理にはおよそ 2 年を要した。これに対し、徴収済み IEEPA 関税の規模は、直近の推計で約 1,300 億ドルとされており、桁違いに大きい。具体的なスケジュールを予測することは時期尚早であるが、過去の前例を踏まえれば、仮に還付が命じられた場合でも、自動的かつ一括的な払い戻しではなく、個別請求と証拠書類の提出を伴う手続きを通じて段階的に処理される可能性が高い。実務的に見て、本件が単一の行政措置によって短期間で解決する可能性は低い。

(4) トランプ政権の姿勢

政権は、還付は最終的かつ上訴不能な司法判断が示された場合にのみ行われるとの立場を示している。最近の記者会見でトランプ氏は、最高裁が還付の具体的手続きに踏み込まなかった点を材料に、本件は「2年から5年」に及ぶ訴訟となる可能性があるとの見通しを示した。また、ベッセント財務長官は CNN のインタビューで、還付の可否は行政府ではなく CIT の判断に委ねられていると述べ、その判断が示されるまでには「数週間から数か月」を要する可能性があると言っている。

仮に正式な還付手続きが整備されたとしても、実務は容易ではないとの見方が専門家の間にある。CSIS のビル・ラインシュ氏は最近、理論上は税関・国境警備局（CBP）が既存のシステムを活用して効率的に還付を実施することは可能であるとしつつも、実際には厳格な書類提出や手続き遵守を求めることで、実務負担が大きくなる可能性があると言及している。問題の核心は、還付制度の有無ではなく、政府がそれをどれだけ簡素に運用するかにあるという。これらの発言は、明確な司法指示がない限り、還付が迅速に進む可能性は低いことを示唆している。

4. トランプ政権の外交政策と交渉レバレッジへの影響

(1) 経済ステートクラフトとしての IEEPA

IEEPA は、国家非常事態宣言を起点として、関税を即時に発動できる点に特徴があった。また、措置を特定国に限定することも可能であり、対象や税率を柔軟に設計する余地があった。この機動性は、関税を単なる通商救済措置にとどまらず、より広範な経済戦略・地政学戦略の一環として活用することを可能にしていた。

実際、IEEPA に基づく関税は、通商問題を越えた文脈で用いられてきた。例えばトランプ氏は、米国によるグリーンランドの「支配」または「購入」に応じない場合には、デンマークおよび他の欧州諸国に対し IEEPA 関税を発動すると警告した。また、イランと取引を行う国やベネズエラ産原油を購入する国に対する「二次間税」措置を講じる可能性にも触れている。ブラジルに対しては、ボルソナロ前大統領支持者に対する情報統制を理由に関税が課された事例もあった。迅速に発動でき、かつ特定国を狙い撃ちできるという性質は、こうした措置の威嚇効果と交渉上のクレディビリティを高めていたと言える。

(2) IEEPA に代わる大統領権限の制約

IEEPA が関税措置の根拠として利用できなくなったことで、経済的圧力のかけ方そのものの構造は変化すると考えられる。122 条は即時発動が可能である一方、税率は 15%が上限であり、適用期間

も原則 150 日に限定される。さらに、制度設計上は非差別的な適用を基本としており、国別差別税率の可否についても解釈上の余地が残る。このため、特定国に対し個別の政策譲歩を迫る手段としては、IEEPA に比べて制度的制約が相対的に大きい。

これに対し、301 条および 232 条は発動後の持続性という点で優位性を持つ。もっとも、新たな関税を導入するには調査手続きおよび法定要件の認定が必要であり、短期間で特定国に対し圧力を加えることは容易ではない。他方で、いったん措置が確立すれば、政権は税率や対象範囲の調整を通じて相応の柔軟性を維持することができる¹⁵¹⁶。したがって、今回の最高裁判決が意味するのは、関税権限そのものの喪失ではない。むしろ、広範な緊急裁量に依拠した手法から、明確な法定根拠と手続きに支えられた枠組みへと重心が移る点に本質がある。

(3) 貿易相手国からの初期的な反応

ワシントンの一部政策関係者の間では、すでに政権と合意に到達している国々は、301 条や 232 条に基づく関税引き上げを回避するため、既存の約束を概ね履行するとの見方がある。

他方で、法的制約の変化が交渉環境に影響を及ぼし始めている兆しも見られる。最高裁判決後、欧州議会は米国との通商合意の批准手続きを停止した¹⁷。また、インドは、判決および政権の代替関税権限への移行を踏まえ、代表団の訪米を延期したと報じられている¹⁸。両国とも合意そのものへの関心を維持しているとされるが、時期や条件の再検討が行われている可能性がある。

これらの動きは交渉の決裂を意味するものではない。とはいえ、IEEPA に基づく関税権限の喪失が、米国の交渉上のレバレッジに対する認識に影響を与えつつあることを示唆している。

(4) 米国のクレディビリティへの含意

IEEPA に基づく関税権限の喪失は、広範な政策目的を支える手段として、即時かつ国別に関税を発動する能力を制約することになる。通商上の理由に基づく関税措置は、301 条や 232 条の枠組みの下で引き続き可能である。しかし、非通商目的に関連して IEEPA の下で用いられていたような、迅速かつ柔軟な措置を再現することは容易ではないという見方もある。

¹⁵ 301 条の下では、米通商代表 (USTR) は既存措置について、当初の認定内容との関連性を維持する限りにおいて、関税率の変更や対象品目の調整などの修正を行うことができると解されている。ただし、実質的な変更については、少なくとも簡略化された告示・意見公募手続きや、合理的な理由説明が求められるのが通例である。一部の通商専門家の間では、大統領が新たな手続きを経ずに既存の 301 条関税をどの程度自由に修正できるかについては不確実性が残るとの指摘もある。修正が当初の認定に関連している場合でも、重要な変更であれば、行政手続法 (Administrative Procedure Act) に基づく告示・意見公募や合理的説明義務が生じ得る。この点は現在も政策議論の対象となっている。(リンク)

¹⁶ 232 条の下では、商務省が国家安全保障上の判断を行い、大統領が措置を発動した後も、同条は輸入を「調整 (adjust)」する継続的権限を認めている。歴代政権は、この権限に基づき、当初の国家安全保障上の理由付けの範囲内にとどまる限り、追加的な手続きを経ることなく関税率や対象品目を修正してきた例がある。Transpacific Steel LLC v. United States (2021 年) の判例で連邦巡回控訴裁は、商務省による新たな報告書を取得することなく、当初の国家安全保障判断に基づきトルコ産鉄鋼に対する関税率を引き上げた大統領の措置を適法と判断。同裁判所は、当該調整が当初の国家安全保障上の根拠と結び付いている限り、232 条の下で許容されると結論付けた。(リンク)

¹⁷ 2026 年 2 月 23 日付、欧州議会プレスリリース。(リンク)

¹⁸ 2026 年 2 月 24 日付、Yahoo 記事。(リンク)

トランプ氏はこれまで、前述のとおり、通商以外の政策分野において関税を威嚇手段として用いてきた。こうした即応的な関税措置が制約されることで、移民問題や地政学的争点など、本来は通商政策とは直接関係しない分野において、相手国に対し短期間で明確な圧力を加える手段は限定される可能性がある。

その結果、外交圧力や軍事態勢の示威など、他の手段の比重が相対的に高まる可能性もある。すなわち、経済的レバレッジの性質の変化は、対外政策全体における手段の組み合わせにも影響を及ぼし得る。もっとも、これが具体的にどのような形で外交政策に反映されるかは、なお不透明である。

5. 米議会への影響

最高裁判決は、広範な関税措置に緊急経済権限を用いることに制約を課すことで、関税権限における議会の優位性を改めて確認するものとなった。今後、議会がどのように対応するか（立法措置を通じた制度改正か、あるいは監督機能の強化か）は、ワシントンにおける重要な論点として浮上している。

(1) 議会による監督と立法オプション

最高裁判決を受け、両党の議員から関税政策に対する議会の監督機能を強化すべきとの声が上がっている。民主党の一部は、本判決を行政権限に対する憲法上の抑制として歓迎し、関税コストから消費者や中小企業を保護するための措置を求めている。他方、共和党内では見解が分かれている。トランプ氏の関税権限を立法によって拡張すべきだとする立場がある一方で、今回の判決を行政の裁量に対する必要な制約と評価する声も存在する。

こうした立場の違いは、現在検討されている立法案にも反映されている。トランプ氏に近い議員らは、上院議員バーニー・モレノ（共和党・オハイオ州）を中心に、財政調整措置（reconciliation）を通じて単純過半数で関税引き上げを承認できる制度の可能性を模索している¹⁹。

他方で、将来の関税措置について議会への通知義務や承認要件を強化する法案も検討されている。例えば、一定期間を超えて関税を維持する場合には行政に議会との協議を義務付ける“Trade Review Act”²⁰のような超党派の構想も議論されている。

包括的な制度見直しに加え、農業分野、国家安全保障関連の例外規定、あるいは無効とされた関税の影響を受けた企業に対する救済措置など、特定分野に焦点を当てた限定的な立法も検討対象となる可能性がある。還付問題や関税権限を巡る訴訟の進展は、こうした立法論議をさらに後押しする要因となり得る。

(2) 中間選挙を控えた議論

関税権限を巡る議論は、2026年の中間選挙を控えた政治環境の中で展開している。有権者の関心は、特に物価や「アフォーダビリティ」といった経済問題に集中しており、関税政策もその文脈で評価されることになる。

¹⁹ 2026年2月24日付、The Hill 記事。[\(リンク\)](#)

²⁰ 2025年通商見直し法案（Trade Review Act of 2025、S.1272/H.R.2665）は、2025年初頭に提出された超党派法案であり、関税措置に関する議会の権限を再確認することを目的としている。同法案は、大統領による新たな関税措置について議会の承認を必要とするほか、発動から48時間以内の正当化報告書の提出を義務付け、議会承認のない関税措置の適用期間を60日に制限する内容を含んでいる。

一部の議員は、広範な関税措置が米国内の企業や消費者のコスト上昇を招いたと主張している。他方で、強力な通商措置は国内産業を保護するために不可欠であるとの立場も根強い。

上下両院における共和党の多数は僅差であり、党内の結束に小幅な変化が生じるだけでも立法の方向性に影響を及ぼし得る。他方で、トランプ氏の関税権限を大幅に制限するような立法が、拒否権を覆すだけの十分な支持を得る可能性は低いとみられる。

例えば、下院共和党は、関税政策を巡ってトランプ氏と距離を置く姿勢をほとんど示しておらず、今月の対カナダ関税に反対票を投じた共和党議員は6名にとどまった。もっとも、大統領の関税権限を拡張する立法が容易に成立するとも限らない。モレノ上院議員らが主導するような権限拡張案についても、下院共和党指導部は関税論争に積極的に関与する姿勢を示していない。

6. まとめ

今回の判決は関税権限そのものを否定するものではないが、その行使の在り方を根本的に再定義するものである。重心は、トランプ政権による広範な緊急裁量から、議会が定めた明確な法定枠組みに基づく手続きへと移った。政権は引き続き有効な通商手段を保持しているが、それらはより制度化された手続きと、強化された制度的監督の下で運用されることになる。

今後の焦点は、関税を用いることが可能か否かではなく、いかに計画的かつ持続的に行使されるかにある。そして、その運用を巡り、議会、米国の貿易相手国、さらには司法がどのように対応を調整していくかが問われる局面に入ったといえる。

丸紅米国会社ワシントン事務所

1717 Pennsylvania Avenue, N.W. Suite 375, Washington, D.C. 20006

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正当性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。
- 本資料に掲載している個々の文章、写真、イラストなど（以下「情報」といいます）は、当社の著作物であり、日本の著作権法及びベルヌ条約などの国際条約により、著作権の保護を受けています。個人の私的使用及び引用など、著作権法により認められている場合を除き、本資料に掲載している情報を、著作権者に無断で複製、頒布、改変、翻訳、翻案、公衆送信、送信可能化などすることは著作権法違反となります。